

**日本福祉大学富山オフィス主催  
介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第1号・第2号研修、「不特定多数の者対象」）  
受講者募集要綱**

日本福祉大学富山オフィスでは、平成24年4月1日改正「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづき、特別養護老人ホームその他において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を以下の要領で開催します。受講ご希望の方は以下の要綱および別紙「業務規程」をよくお読みの上、所定の期間内にお申込みください。

記

1 主催（研修機関）

日本福祉大学富山オフィス

〒930-0002 富山県富山市新富町 1-2-3 CiC2 階

2 研修内容

**第1号・第2号研修（不特定多数の者を対象とし、実施できる特定行為の範囲が ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内喀痰吸引 ④経鼻経管栄養 ⑤胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 の5行為（①②③は人工呼吸器装着者に対する吸引も含む※希望者のみ）**

※カリキュラムは大きく分けて以下の2つから成ります。

1) 基本研修（本学内で、講義・筆記試験・シミュレータ演習をおこなう）

2) 実地研修（各自 自施設もしくは他施設で、指導看護師と利用者の協力のもとで、演習をおこなう）

3 研修日程・会場

業務規程および研修日程表のとおり

4 定員

20名

5 受講料

基本研修、実地研修、免除科目の状況によって受講料は異なります。

なお、いずれの場合も保険料・消費税込。テキスト代 2,160 円(税込)は含まれません。

受講タイプ	受講研修の組み合わせなど		受講料
基本研修+実地研修の方	A	基本研修+自身で手配した実地研修先で実地研修をおこなう方	95,000 円
	B	基本研修+自身で実地研修を手配 人工呼吸器装着者に対する吸引演習（口腔内吸引・鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部吸引）を受講する場合	95,000 円+12,000 円×人工呼吸器演習の行為数
実地研修のみの方	C	基本研修は本学主催か本学以外かを問わず、いずれかの研修機関で修了済みで、実地研修(注1※)のみ自身で手配した実地研修先でおこなう方 注1※ 実地研修科目（行為）数に関係なく一律の費用となります。	30,000 円

注1※実地研修科目（行為）は、以下の行為となります。

口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養  
人工呼吸器装着者に対する吸引（※希望者のみ）

6 受講資格

以下①、②のいずれかの要件を満たす方に限ります。

①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業所等に勤務の介護職員等（介護福祉士を含む）の方で、たん吸引等を必要とする利用者がある等、業務上本講習受講が必要で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方。

②介護福祉士で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方。

## 7 申込方法

本学の「業務規程」を熟読・ご理解のうえ、以下の書類を揃えて、所定の応募期間内に郵送してください。

- ①たん吸引等研修 受講申込書
- ②研修申込にかかわる喀痰吸引等研修受講上の重要事項チェック・誓約書
- ③（申込者が注意事項Ⅱ「研修の一部履修免除」に該当する場合のみ）修了証明書もしくは一部履修証明書の写し
- ④（介護福祉士の資格のみで受講する場合のみ）資格証明書の写し

## 8 応募書類受付期間

平成30年7月3日(火)～平成30年10月2日(火) 消印有効 ※定員に達し次第、募集を終了します。

## 9 受講決定

応募書類確認の上、受講決定者には随時、「受講可否の通知」（可の方には受講料振り込みのご案内含む）をファックス（ファックスのない方は封書）で連絡します。指定の期日までに入金をお願いいたします。

### 応募書類郵送先・お問い合わせ先

〒930-0002 富山県富山市新富町1-2-3 CiC2階

日本福祉大学富山オフィス（担当 中村・清水・筒井）

電話 076-431-2027 / ファックス 076-431-2028

E-mail toyama@ml.n-fukushi.ac.jp

お問い合わせ時間：火曜～土曜 10時00分～18時00分

（休業日：日・月・祝日）

## 注 意 事 項

- I 本研修は原則お申込みの準備受付させていただきますが、各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可といたします。
- II 以下ア～エの方は、研修の一部履修免除対象となりますので、アの方は「成績証明書」ならびに科目シラバスを、ウ～エの方は研修の「修了証明書」「履修証明書」の写しを添えて申し込み時に必ず提出してください。
- ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者  
イ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者  
ウ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者  
エ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

\*第3号研修（特定の者対象）修了者には免除はありませんので、ご注意ください。

- III 定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ条件等やあるいは研修受講の優先性・必要性等について勘案の上、受講決定をさせていただきますので、予めご了承ください。
- IV 受講可否通知は順次申込者全員に発送（もしくは投函）しますので、それ以前のお電話等による可否のお問い合わせは御遠慮ください。
- V 自身で実地研修先を確保される場合でも、「本学主催の研修において、実地研修を依頼する」という位置づけから、本学とその実地研修先の間で、委託契約締結させていただきますので予めご承知おきください。（別添「介護職員等の喀痰吸引等研修にかかわる実習委託契約書」参照）
- VI 本研修修了者には本学より「喀痰吸引等修了証明書」をお渡ししますが、本証明書の送付については、実地研修実施報告書の提出から1ヶ月程度時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- VII 本研修修了者が、実際にたん吸引の行為をおこなうためには、修了証明書受領後、各自、住民票のある県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。また、その場合は事業者も別途県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知置きください。